

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農林水産業総合振興事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	佐渡市における農林水産業の持続的発展を図り、地域として最大の所得を確保するために新潟県農林水産業総合振興事業補助金の交付を受けて、佐渡市における農林水産業の振興を促進するために農業者等が実施する事業に対して補助金を交付する。
補助事業者	農業者・農業者団体
補助対象経費	新潟県農林水産業総合振興事業に規定するもの
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	1/2以下で事業ごとに設定する(特例として平成30年度は県の補助率に市5%又は10%を加算する)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する(特例として平成30年度は県の補助率に市5%又は10%を加算する)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	主要農産物の販売額 H27年度58.2億円 → R2年度64億円 原木島外移出量 H27年度1,204m ³ → R2年度 2500m ³ 漁獲金額 H27年度32億円 → R2年度35億 ○目標に対する費用対効果(計算式) 農業産出額の増加 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117